

# 第51回 全日本杖道大会要項

全日本剣道連盟

1. 趣 旨 全日本剣道連盟杖道の普及徹底を期すため、日頃の稽古の成果を競い合う大会であり、体得した技術と気魄を助長させることにある。また各地より参集した選手の親睦を深める場とし、もって斯道のより一層の発展を期すものである。
2. 期 日 令和6年10月13日(日) 午前9時15分開会  
受付開始 午前8時45分
3. 会 場 京都市武道センター  
〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町46-2 電話 075-751-1255  
※交通 別紙案内図参照
4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟
5. 主 管 一般財団法人 京都府剣道連盟
6. 出場資格
  - (1) 段別個人試合出場者
    - ア 各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。
    - イ 本連盟杖道初段、二段、三段、四段、五段、六段、七段受有者であること。ただし、審判員に選ばれた者は、出場できない。
  - (2) 個人演武出場者(全剣連杖道の部)  
各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。本連盟の杖道錬士六段以上の者。  
※段別個人試合および個人演武の両方に参加することができる。ただし、古流の個人演武との重複申し込みはできない。
  - (3) 個人演武出場者(古流の部)  
各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。本連盟の杖道錬士六段以上の者。  
※段別個人試合および個人演武の両方に参加することができる。ただし、全剣連杖道の個人演武との重複申し込みはできない。
  - (4) 段別個人試合および個人演武参加申込者の段位基準日については、令和6年8月31日現在とする。
7. 申込み
  - (1) 段別個人試合および個人演武出場者(全剣連杖道および古流)別紙に定める申込様式により、1人4,000円の参加料を納入のこと。  
※古流の演武については、2人1組で申込みをすること。
  - (2) 各都道府県剣道連盟は、段別個人試合および個人演武出場者の申込みを一括して、申込み金の一覧表(別紙)とともに、1人4,000円の参加料を添え、  
までに、全日本剣道連盟に送付すること。
  - (3) 申込後の取消し返金については、各都道府県剣連を通じて、大会の14日前までに「欠席および返金申込届」を全日本剣道連盟に提出すること。  
期日までに提出した欠席者については、参加費を返金する。

※個人の直接申告による取消し返金を行わない。

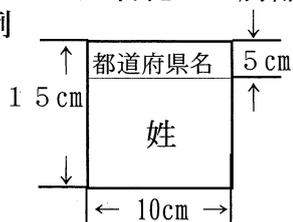
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2階  
全日本剣道連盟  
電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007

8. 組合せ方法 (1) 段別個人試合の組合せは、大会準備委員会において抽選を行い決定する。  
(2) 個人演武（全剣連杖道）の組合せは、申込み者の中から大会準備委員会において決定する。
9. 試合・審判  
試合方法 (1) 全日本剣道連盟、杖道試合・審判規則と同細則、および別紙大会要領により行う。  
(2) 初・二・三・四・五・六・七段の7種に分け、段別個人試合（2人1組）を行う。  
(3) 試合は、トーナメント方式により行う。
10. 表彰 (1) 初段、二段、三段の上位2組に対し、優秀賞を授与する。  
(2) 四段、五段、六段、七段の1位、2位に対し、賞状および賞品を授与する。  
(3) 出場者に参加賞を贈る。
11. 安全管理 参加者は、各自十分健康管理に留意し本大会に出場すること。  
参加者は、健康保険証を持参すること。  
主催者において、試合実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。なお、主催者は、大会中の参加者の事故に対し、（会場への往復途上を含む）傷害保険に加入する。
12. 個人情報等の取り扱い ※以下を申込者に周知して下さい。  
参加者の個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（都道府県剣道連盟）が実施する本大会運営のために利用する。  
なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。  
更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。
- (1) 全剣連及び報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。  
(2) 全剣連及び報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映及びインターネットによる配信で公開されることがある。  
(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真及び映像が販売されることがある。

13. その他

- (1) 段別個人試合および個人演武出場者は、登録の都道府県名および姓を明記した名札を左胸部に付けること。

凡例



黒または紺色の剣道着の場合は、黒または紺色の布地に白字とし、白色の剣道着の場合は、白地に黒字とする。

- (2) 当日の申込み受付は行わない。
- (3) 審判会議および審判研修会 10月12日(土)  
午後4時～午後5時 京都市武道センター  
※審判員は、各自審判旗・白の剣道着・白の袴を持参のこと。  
(名札を左胸部に付けること)
- (4) 本大会では、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインにより、出場および参加を認めない場合がある。
- (5) 参加者および大会関係者は、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。
- (6) 今後の感染拡大の状況により、試合方法等が変更となることがある。
- (7) 参加者は、放送による指示があるまで、指定された観客席で待機をお願いします。

## 全日本杖道大会要領

1. 試合方法
  - (1) あらかじめ2人1組を抽選により、トーナメント方式にて、初段・二段・三段の部は準決勝まで行い、四段・五段・六段・七段の部は1位、2位を決める。
  - (2) 判定は仕・打交代して勝敗を決める。
  - (3) 2人1組の選手は、同段位とする。
  
2. 演武の本数と指定技
  - (1) 段別個人試合  
演武本数は、各段位とも6本とし、指定技は下記のとおりとする。  
初段の部 ①着 杖 ②水 月 ③引 提 ④斜 面 ⑤左 貫 ⑥物 見  
二段の部 ①水 月 ②引 提 ③斜 面 ④左 貫 ⑤物 見 ⑥ 霞  
三段の部 ①引 提 ②斜 面 ③左 貫 ④物 見 ⑤ 霞 ⑥太刀落  
四段の部 ①斜 面 ②左 貫 ③物 見 ④ 霞 ⑤太刀落 ⑥雷 打  
五段の部 ①左 貫 ②物 見 ③ 霞 ④太刀落 ⑤雷 打 ⑥正 眼  
六段の部 ①物 見 ② 霞 ③太刀落 ④雷 打 ⑤正 眼 ⑥乱 留  
七段の部 ① 霞 ②太刀落 ③雷 打 ④正 眼 ⑤乱 留 ⑥乱 合  
\* 初段・二段・三段の部は、決勝戦を行わない。  
\* 演武は、① ② ③ ④ ⑤ ⑥の順に行い、前半3本で「仕・打」交代し、後半3本を行う。※別紙審判員・試合者要領参照。
  - (2) 個人演武（全剣連杖道の部）  
演武本数は、六・七・八段とも5本とし、仕・打交代せず指定技は下記のとおりとする。  
共 通 ①太刀落 ②雷 打 ③正 眼 ④乱 留 ⑤乱 合
  - (3) 個人演武（古流の部）  
演武本数は、六・七・八段とも5本とし、技は任意とする。
  
3. 審判方法
  - (1) 審判員は、3名を以って構成する。
  - (2) 勝敗は、3名の審判員の多数決による。
  - (3) 全剣連杖道「審判上の着眼点」による。
  - (4) 主審は、試合者が開始線の位置について時、「始め」と宣告して試合を開始させる。
  - (5) 試合の終了と同時に、審判員は起立し、主審の「判定」の合図により、三者同時に意思表示する。
  - (6) 主審は、「赤（白）の勝ち……勝負あり」と宣告する。
  
4. 服 装
  - (1) 審判員は、剣道着・袴を着用し、名札を左胸部に付けること。
  - (2) 段別個人試合および個人演武出場者は、剣道着・袴を着用し、名札を左胸部に付けること。

# 案内図

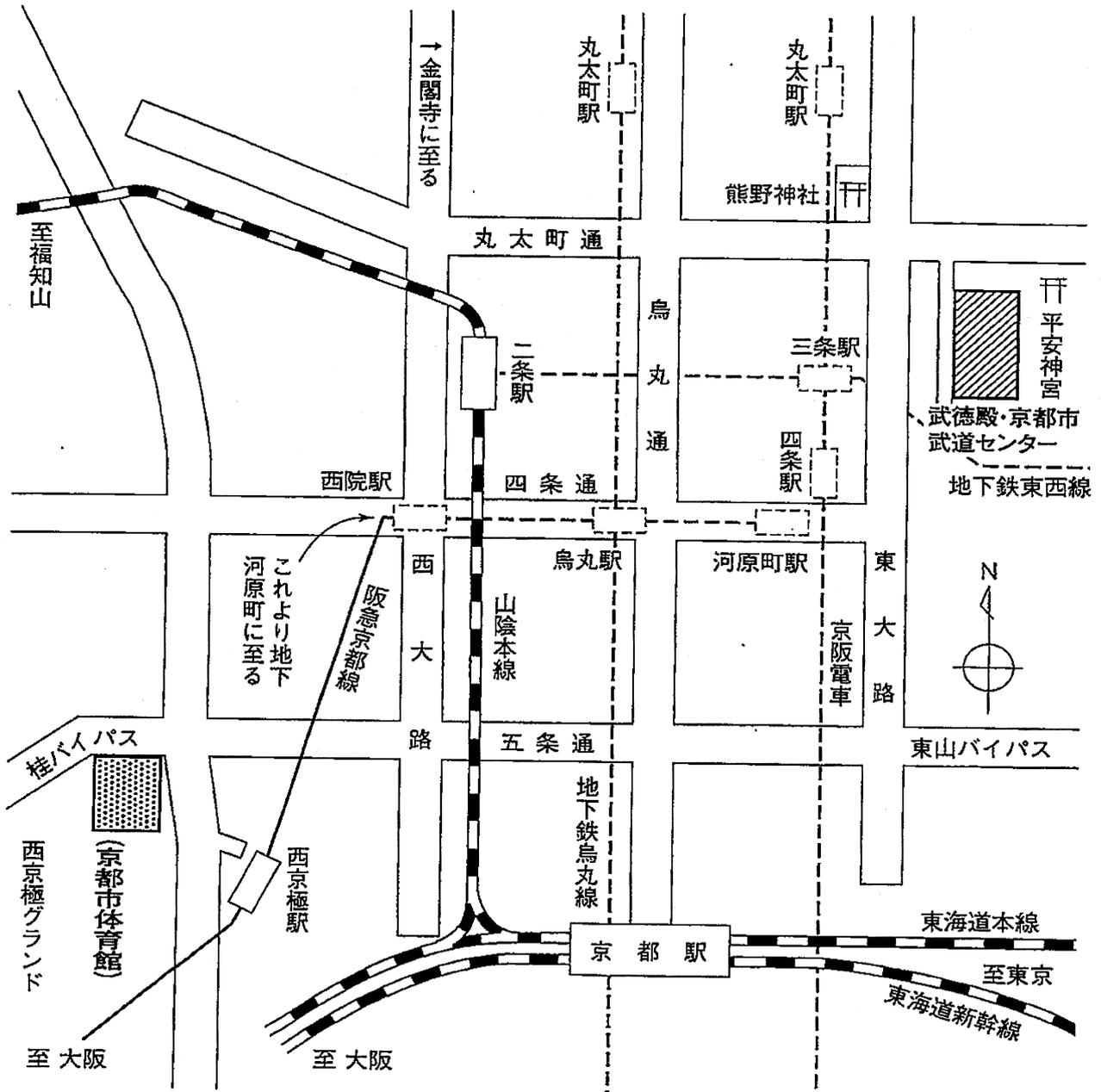
武徳殿・京都市武道センター

住所 京都市左京区聖護院円頓美町 46 番地の 2

電話 075-751-1255

交通・市バス「熊野神社前」下車 徒歩 1分

・市バス「京都会館美術館前」下車 徒歩 3分



## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上